

災害にあったときの給付について

共済組合では、組合員又は被扶養者が水震火災その他非常災害により住居・家財に損害を受けた場合に給付を行っています。

なお、災害見舞金等の請求は、給付事由が発生した日（＝被災した日）から2年間行わないときには、時効により受給権が消滅します。

◆ 災害見舞金（地共法第73条）

水震火災その他の非常災害（盗難を除く）により、組合員（任意継続組合員を含む）の住居又は別居の被扶養者の住居、または組合員、被扶養者及び別居の被扶養者の家財に損害を受けたときは、その損害の程度に応じて災害見舞金を支給します。

1 支給額の算定方法

災害見舞金の支給額は、住居又は家財の損害の程度に応じ、住居家財のそれぞれにつき表1「損害の程度」を適用した支給月数を合算した数に標準報酬月額を乗じて算定します。このとき、支給月数の上限は住居と家財あわせて3月です。

浸水により平屋建の家屋（家財を含む）が損害を受けた場合、その損害の程度の認定が困難な場合に限り、住居及び家財の損害を区分することなく、表2「浸水の程度」を適用した支給月数に標準報酬月額を乗じて算定します。

なお、同一世帯に組合員が2人以上いる場合は、各組合員につきそれぞれ災害見舞金を支給します。

表1

損 害 の 程 度	支給月数
① <u>住居及び家財の全部</u> が焼失し、又は滅失したとき。 ② 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	3月
① <u>住居及び家財の2分の1以上</u> が焼失し、又は滅失したとき。 ② 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。 ③ <u>住居又は家財の全部</u> が焼失し、又は滅失したとき。 ④ 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	2月
① <u>住居及び家財の3分の1以上</u> が焼失し、又は滅失したとき。 ② 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。 ③ <u>住居又は家財の2分の1以上</u> が焼失し、又は滅失したとき。 ④ 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	1月
① <u>住居又は家財の3分の1以上</u> が焼失し、又は滅失したとき。 ② 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	0.5月

表 2

浸水の程度	支給月数
床上 120 cm以上	1 月
床上 30 cm以上 120 cm未満	0. 5 月

浸水により平屋建の家屋（家財を含む）が損害を受け、その損害の程度を判定することが困難で、住居と家財を区別せずに判定する場合のみ

2 「住居」とは

住居とは、現に組合員が生活の本拠として居住する建造物をいい、自宅、公務員宿舎、公営住宅、借家、借間等の別を問いません。ただし、普段使用していない別棟の離れ家、物置、門及び塀等は住居には含みません。また、別居の被扶養者がいる場合には、その住居も含まれます。

3 住居にかかる「損害の程度」の判定

住居にかかる損害の程度は、市町村長等が発行する「り災証明書」の「被害の程度」を基本として判断します。ただし、「り災証明書」が一部損壊である場合は、住居の固定資産税評価額及び修繕見積額も加味して判断します。

なお、別居の被扶養者がいる場合、組合員の住居と別居の被扶養者の住居の「り災証明書」のいずれかが「半壊」以上の判定の場合は、原則として組合員の住居と別居の被扶養者の住居のいずれか被害が大きい「り災証明書」の判定により判断します。

4 「家財」とは

家財とは、住居以外の社会生活上必要な全ての財産をいいますが、原則、住居内にあるものに限られます。家財の詳細は、「動産取得価格並びに損害額見積額」の品目を御確認ください。

家財には組合員本人が社会生活上必要なものとして使用している自家用車両が含まれます。（営業用車両・農耕用車両は除く。）

（家財に含まれないもの）

山林、宅地、田畑、貸家等の不動産及び現金、預貯金、有価証券、倉庫等に預けているもの

5 家財にかかる「損害の程度」の判定

「動産取得価格並びに損害額見積額」により損害の程度を判断します。

下式により算出した家財の「損害の程度」が3分の1（33.4%）以上の場合に支給対象とします。ただし、り災証明書が一部損壊の場合は、0. 5 月分を支給上限とします。

$$\text{「損害の程度」} = \frac{\text{組合員、被扶養者及び別居の被扶養者の家財の損害額（※1）}}{\text{組合員、被扶養者及び別居の被扶養者の全ての家財の額（※2）}} \times 100$$

（※1）家財の損害額は、廃棄・廃車する場合、購入時の金額。修理して使用する場合には、

修理費と購入時の金額のいずれか低い方の額とします。なお、購入時の金額が不明な場合には再取得額を元に算定します。

(※2) 家財の額は、原則としてすべての購入時の金額とし、購入額が不明の場合には、再取得額とします。(再取得額：現時点において同程度の家財を購入する場合の額)

6 損害の換価の確認方法（確認書類）

以下①と②を照合して確認を行います。

- ① 「動産取得価格並びに損害額見積額」
- ② 被災状況の写真

7 請求手続き

災害見舞金の請求手続きには次の書類等が必要となります。

表1により損害の程度を判定する場合

必要書類等	住居損害	家財損害	備考
災害見舞金請求書	○	○	様式内の「市区町村長消防署長又は警察署長の証明」は、り災証明書の添付で省略可
災害見舞金支給調査書	○	○	
動産取得価格並びに損害額見積額		○	住居以外の社会生活上必要な全ての財産について記載すること
り災証明書	○	○	原本（コピー不可）
被災状況の写真	○	○	複数・多方面から撮影され、損害状況が確認できるもの
(り災証明書が一部損壊の場合) 市町村が発行する固定資産評価額決定通知書等	○		住居の固定資産税評価額が分かる書類
(り災証明書が一部損壊の場合) 住居の修理見積書の写し	○		全壊・大規模半壊・半壊の場合 は不要
(被災車両がある場合) 被災車両に関する証明書		○	
(被災車両がある場合) 自動車検査証等の写し		○	被災車両の車種・型式・年式・ 使用者等が分かる書類
(被災車両がある場合) 車両の修理見積書の写し		○	車両の修理費用が分かる書類
(廃車となった被災車両がある場合) 登録事項識別情報等通知書の写し		○	被災車両を廃車したことが分かる 書類

表2により浸水の程度を判定する場合

必要書類等	浸水程度	備考
災害見舞金請求書	○	様式内の「市区町村長消防署長又は警察署長の証明」は、り災証明書の添付で省略可
災害見舞金支給調査書	○	
り災証明書	○	原本（コピー不可）
被災状況の写真	○	浸水の深さが分かるもの

※注意事項

- ・ 上記書類を提出いただいた場合でも、支給要件に該当しないと判定されたときは、災害見舞金は支給されませんので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 被災の状況によっては、上記以外の書類を追加で提出いただく場合があります。

【 災害見舞金以外の災害給付 】

◆ 災害見舞品費

災害見舞金の支給を受けた組合員のうち、次の要件に該当する場合は、「全国市町村職員共済組合連合会災害見舞品の支給に関する規定」により「災害見舞品費」を支給します。

1 要件及び支給額

- (1) 災害見舞金の算定基礎となった支給月数が2月以上の場合 … 50,000円
- (2) 災害見舞金の算定基礎となった支給月数が2月に満たないが、その支給を受けることとなった災害が、災害救助法が適用される災害であった場合 … 30,000円

2 請求手続き

災害見舞金の請求により災害見舞品費の請求があった者とするため、手続きは不要です。支給の決定については、支給決定通知により連絡いたします。

◆ 災害見舞金（互助会）

会員が水震火災その他の非常災害（盗難を除く）により、住居又は家財に損害を受けたときは、次の判断基準表に区分する損害の程度に応じて山形県市町村職員互助会から災害見舞金を支給します。

床上浸水による損害を受け、共済組合の災害見舞金支給要件に該当しない場合、床上浸水の深さにより災害見舞金を支給します。このとき、損害を受けた家屋が平屋建か二階建以上かは問いません。

1 判断基準表

損 害 の 程 度	給 付 額
1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき	100,000 円
1 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。 2 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。	80,000 円
1 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。 2 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。 3 床上浸水 120 c m以上のとき。	60,000 円
1 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。 2 床上浸水 30 c m以上のとき。	40,000 円
1 住居又は家財の5分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。 2 床上浸水のとき。	20,000 円

2 請求手続き

共済組合の災害見舞金の請求時に、「災害見舞金請求書」(互助会)を添付してください。
ただし、以下に該当する場合は共済組合への請求を伴いませんので、添付書類等の提出が必要です。

(1) 住居又は家財の5分の1以上が焼失し、又は滅失したとき

- ① 「災害見舞金請求書」(互助会)
- ② り災証明書(原本/コピー不可)
- ③ 被災状況の確認写真(複数、多方面から撮影され、損害状況が確認できるもの)
- ④ 災害見舞金支給調査書
- ⑤ 動産取得価格並びに損害見積額書

※ ④、⑤の様式は共済組合様式と兼用です。

(2) 浸水による損害を受けた場合で共済組合への災害見舞金に該当しないとき

- ① 「災害見舞金請求書」(互助会)
- ② り災証明書(原本/コピー不可)
- ③ 被災状況の確認写真(浸水の深さが確認できるもの)

〈担 当〉

山形県市町村職員共済組合 保健課医療係

T E L 0 2 3 - 6 2 2 - 6 9 0 2